

## 今回の検討会趣旨及び箇所について

### 1 今回の検討会の趣旨

水底トンネル、水際トンネル及び長大トンネルについては、危険物積載車両の通行に関して関連法令による取締に期待するだけでなく道路管理上も特別な配慮が必要であることから、道路法第46条3項の規定により道路管理者が通行の禁止、又は制限を実施することができることとされている。

高速道路においては、道路整備特別措置法第8条第1項第21号の規定により日本高速道路保有・債務返済機構が道路管理者に代わって権限を行使することとされており、今回は首都高速道路 中央環状品川線（都道首都高速品川目黒線）山手トンネルについて検討を行うものである。

### 2 今回の検討箇所について

#### 山手トンネルにおける規制実施状況

		山手トンネル			
		大井 JCT	大橋 JCT	西新宿 JCT	熊野町 JCT
路線名		都道首都高速品川目黒線		都道首都高速目黒板橋線	
道路名		中央環状品川線		中央環状新宿線	
延長	内回り	18,098m			
	外回り	18,597m			
	内回り	8,374m	4,273m	5,451m	
	外回り	8,681m	4,266m	5,650m	
・検討会	※今回検討（第8回）		第1～5回 平成18年9月28日～平成19年9月14日		
・規制公示			平成22年3月28日	平成19年12月22日	
※規制状況	危険物規制実施済み				

#### ※参考

山手トンネル全延長内回り 18,098m、外回り 18,697mの内大橋 JCT～熊野町 JCT（内回り 9,724m、外回り 9,916m）については危険物積載車両の通行の禁止又は制限に伴う規制実施済み